

返戻金制度

求人者の雇い入れ後 6 カ月以内に紹介人材が自己都合により退社した場合は、次の基準により紹介手数料の一部を返戻するものとする。

- (1) 雇入れ後 1 ヶ月未満の場合、紹介手数料の金額の50%
- (2) 雇入れ後 3 ヶ月未満の場合、紹介手数料の金額の30%
- (3) 雇入れ後 6 ヶ月未満の場合、紹介手数料の金額の10%

下記の理由により解雇され、もしくは退職した場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

- (1) 求人者の都合により解雇され、または退職した場合
- (2) 第9条で規定する不可抗力により不就労となった場合
- (3) 採用を決定した人材に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることにより退職した場合